

問題 I

以下の文章の空欄 (1) (2) から (13) (14) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、文章中の下線部 (ア) から (オ) に関する設間に答えなさい。

中央政府は、版図の「境」に生きる人びとに対してどのように向き合ってきたのだろうか。この問題を、東北地方と北海道を中心にして、考えてみよう。

律令国家体制の確立期、畿内の中央政府は、東北地方に対する勢力拡大を本格化させる。その過程で、坂上田村麻呂や、(1) (2) が派遣した阿倍比羅夫による蝦夷征討が行われた。蝦夷は、中央政府が打ち倒す対象として位置づけられていたのである。

さて、(3) (4) 遺跡が青森県で発見されたことにより、稻作が弥生時代前期には東北地方北部に到達していたことが明らかになった。しかし、稻作が北海道にまで及ぶのはずっと後のことであり、(ウ)アイヌの人びとが住んでいた北海道には、紀元前後から7世紀頃まで、(エ)縄文系の土器を用いる文化が続いた。この文化が南下して弥生文化との交流を東北地方で展開したことでも確認されてはいるが、本州とは異なる生活が、古代史の中で長く津軽海峡の北で営まれていたことには留意したい。

前九年の役、そして後三年の役を経て清和源氏が東国に強固な地盤を築くと、東北地方での大きな戦乱は減少した。やがて、「和人」は道南部に進出し始める。1457年、道南にコシャマインの蜂起が生じたとき、これを鎮圧したのが武田信広である。彼は、娘婿となって道南の豪族たる轟崎氏を継承するとともに、(5) (6) 館を築いて本拠地とした。この一族は松前氏と改姓し、かくして近世における松前藩を通じた「和人」の道南支配が確立することとなった。

18世紀後半になると、大国ロシアが、蝦夷地と称されていた北海道に接近し始める。強力なライバルの台頭により、江戸幕府は、蝦夷地が日本の一部だとする意識を高めた。幕府は改めて蝦夷地の実態を把握する必要を覚え、たとえば田沼意次は、千島列島に属する得撫島を(7) (8) に調査させている。周辺海域でのロシア艦船との紛争も相次ぎ、事態を重く見た幕府は、1807年、東蝦夷地に加えて西蝦夷地までも直轄地とした。その一方で、近世を通じてアイヌの人びとは、(9) (10) 人と呼ばれた黒竜江流域に住む少数民族とも交易している。その際、中国から持ち込まれたきらびやかな絹織物は、蝦夷錦と呼ばれ愛でられた。

近代に入ると、明治政府は1869年、開拓使庁を設け、蝦夷島を北海道と改称して、「和人」の移住と開拓・入植を推進した。しかし、1889年に制定された衆議院議員選挙法は、北海道や(オ)沖縄などでは施行されなかった。地方議会の設置を定めた府県会規則も北海道には適用されず、この地で自治が認められたのは、1901年、(11) (12) が公布されてからのことである。

近代以降、アイヌの人びとに対しては同化政策が続けられていた。しかし、1997年5月、社会民主党と新党さきがけの閣外協力を得た自由民主党政権である第二次(13) (14) 内閣のもとで、アイヌ文化振興法が公布される。同法は、アイヌの人びとの「先住権」を明記するものではなかったが、日本を单一民族国家とする見方はその後も問い合わせ続け、2008年、国会はアイヌの人びとを先住民族と認定することを求める決議を採択している。

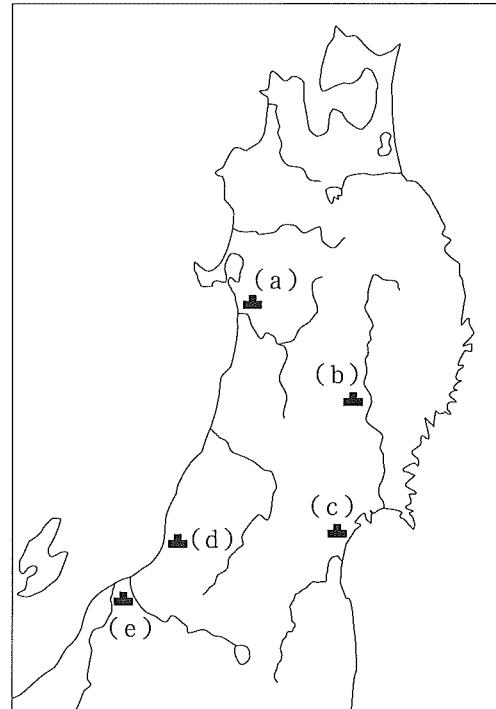
[設問 1]

下線部（ア）に関して、1419年、地理的に対朝鮮外交の最前線に位置した対馬を倭寇の拠点とみなした李氏朝鮮が、そこを襲撃する事件が起ったが、この報告を受けた幕府が情報収集のために朝鮮に派遣した人物は誰か。最も適切な人名を語群より選び、その番号を解答欄 (15) (16) にマークしなさい。

[設問 2]

下線部（イ）に関して、以下の地図にある（a）から（e）は、律令国家が東北地方に支配を拡大するときに設置した代表的な城柵で、秋田城・胆沢城・磐舟柵・多賀城・渟足柵のいずれかを示している。これらを設置年の古い順に並べたものを [01] から [08] より選び、その番号を解答欄 (17) (18) にマークしなさい。

- [01] (c) → (b) → (e) → (d) → (a)
- [02] (c) → (b) → (a) → (e) → (d)
- [03] (c) → (e) → (d) → (b) → (a)
- [04] (c) → (e) → (d) → (a) → (b)
- [05] (e) → (d) → (c) → (a) → (b)
- [06] (e) → (d) → (a) → (c) → (b)
- [07] (e) → (c) → (b) → (d) → (a)
- [08] (e) → (c) → (d) → (b) → (a)



『日本史B新訂版』(実教出版、平成30年) 56頁の地図をもとに作成。

[設問 3]

下線部（ウ）に関して、「アイヌ」とは、アイヌの人びとが自分たち「人間」を指して用いた言葉であるが、これに對して、彼らは「神」のことをどう呼んでいたか。最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答欄 (19) (20) にマークしなさい。

[設問 4]

下線部（エ）に関して、縄文美術が体現する生命力からインスピレーションを得つつ、1970年、大阪で開催された万国博覧会のシンボルタワーを制作した芸術家は誰か。最も適切な人名を語群より選び、その番号を解答欄 (21) (22) にマークしなさい。

[設問5]

下線部（オ）に関して、薩摩藩による琉球征服後、1633年、明によって冊封された琉球国王は誰か。最も適切な人名を語群より選び、その番号を解答欄 (23) (24) にマークしなさい。

[語群]

- | | | | | |
|---------------|-------------|-----------|------------------|----------|
| 01. 大湯 | 02. 岡本太郎 | 03. 小渕恵三 | 04. 穏内 | 05. 勝山 |
| 06. カムイ | 07. 龜ヶ岡 | 08. 契丹 | 09. 欽明天皇 | 10. 工藤平助 |
| 11. 小泉純一郎 | 12. 孝徳天皇 | 13. コタン | 14. コタンコロクル | 15. 近藤重蔵 |
| 16. 齊明天皇 | 17. 山丹 | 18. 山東 | 19. 三内丸山 | 20. シサム |
| 21. 志苔 | 22. 重要産業統制法 | 23. 春屋妙葩 | 24. 尚円 | 25. 尚思紹 |
| 26. 尚泰 | 27. 尚巴志 | 28. 尚豊 | 29. 新律綱領 | 30. 砂沢 |
| 31. 宋希璟 | 32. 宗貞盛 | 33. 垂柳 | 34. 天智天皇 | 35. 天武天皇 |
| 36. トマム | 37. 土門拳 | 38. 橋本龍太郎 | 39. 花沢 | 40. 東山魁夷 |
| 41. 平山郁夫 | 42. 渤海 | 43. 北海道会法 | 44. 北海道国有未開発地処分法 | |
| 45. 北海道土地払下規則 | 46. 松平康英 | 47. 間宮林藏 | 48. 滿州 | 49. 宮沢喜一 |
| 50. 無涯亮倪 | 51. 夢窓疎石 | 52. 棟方志功 | 53. 最上徳内 | 54. 茂別 |
| 55. 森喜朗 | | | | |

問題 II

以下の文章の空欄 (25) (26) から (39) (40) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、以下の文章に関する設問に答えなさい。文章中の [A] から [D] は、問題作成上あえて空欄にしたものであり、同じ記号には同じ語句が入る。引用した史料の原文は、適宜改めてある。

大覚寺統の傍系から皇位についた [A] は、その地位を永く保持し、皇位を自らの子孫に引き継がせて、新たな皇統を興そうと考えていた。そのためには、皇位継承をめぐる公家社会の争いに厳然たる影響を与えていた幕府の存在を排除しなければならない。当時の幕府では、内管領 (25) (26) が権勢をふるい、御家人の不満が高まっていた。

この機に乘じて [A] は倒幕を企てるが、幕府に露見してしまう。幕府は持明院統から (27) (28) を立て、[A] を隠岐配流としたものの、反幕府の機運が収まることはなかった。隠岐を脱出して (29) (30) に迎えられ船上山に陣を張った [A] のもとには、多くの武士が参集した。これを討伐するべく、幕府は [B] を派遣したが、[B] は [A] に通じて幕府から離反し、六波羅探題を攻め落とした。そして、幕府の人質に取られていた幼少の千寿王（後の (31) (32)）と合流した [C] が大軍を率いて鎌倉に攻め入り、ついに幕府は滅亡した。[A] は (27) (28) の廃位を宣言し、京都帰還を果たした。

[A] は新しい政治を主導することに並々ならぬ意欲を示した。そのままは『(33) (34)』に「古の興廢を改て、今の例は昔の新儀也。朕が新儀は未来の先例たるべしとて、新なる勅裁漸々きこえけり。」と記されたことからもうかがえる。しかし、[D] の嫡男 (35) (36) が「法は国を理するの權衡、民を馭するの鞭撻也。近曾朝に令して夕に改む。民以て手足を措く所無し。」「政を為すに其得有らば、薦堯の民と雖も、之を用ふべし。政を為すに其失有らば、閥閱の士と雖も、之を捨てべし。頃年以來、卿士官女及び僧侶の中、多く機務の蠹害を成し、動れば朝廷の政事を顛す。」などと諫めたように、実際は朝令暮改と揶揄されるほどに一貫性を欠き、近臣らの内奏による弊害は目に余るものがあった。

ここにも示されているように、政務の停滞と混乱の続く新政権から、人心は離れていった。旧幕府14代執権の遺児 (37) (38) が起こした反乱の討伐を機に挙兵して新政権に反旗を翻し、京都を制圧した [B] は、持明院統の (39) (40) を立てて新たな幕府を開き、[A] は吉野に逃れた。公武諸勢力からさまざまな思惑を持つ者が寄り集まった [A] の政権は、わずか3年あまりで崩壊した。[A] の信任が厚かった [D] でさえ、自著のなかで「たまたま一統の世にかへりぬれば、この度ぞふるき費をもあらためられぬべかりしかど、それまではあまさへのことなり。今は本所の領と云し所々さへ、みな勳功に混ぜられて、累家もほとほと其名ばかりになりぬるもあり。これみな功にほこれる輩、君をおとし奉るによりて、皇威もいとゞかろくなるかと見えたり。」と評するほど、公家一統を目指した [A] の政治は、公家社会にとっても受け入れがたいものであった。

[設問1]

[A]による新政権の機構を説明した次の(a)から(d)の各記述のうち、適切でないものの組み合わせを [01] から [06] より選び、その番号を解答欄 (41) (42) にマークしなさい。

- (a) 平安時代後期から断続的に朝廷に設置された記録所は、荘園券契の真偽のほか、所領関係の訴訟も取り扱うようになっていた。新政権に設けられた記録所は、[A]が親臨し、朝廷の公事を裁決する場とされた。
- (b) 恩賞方は、新政権に味方した武士に対する恩賞事務を担った。しかし、恩賞の決定権は[A]にあったため、恩賞方の審議と連携せず、事務が混乱した。恩賞方は改組・整備され、機能の拡充強化が図られたものの、武士の不満は収まらなかった。
- (c) もともと院御所を警護する武士の詰所を武者所といい、これは、新政権のもとでは御所警備のために置かれ、京都の治安維持にあたった。[B], [C]らが頭人に任せられ、複数の武士が輪番で任務についた。
- (d) 陸奥守に任じられた[D]は、義良親王を奉じて陸奥国に下向し、奥羽両国を統治する体制を整えた。これは、後世の編纂物により、陸奥将軍府と呼ばれるようになった。

[01] (a) と (b) [02] (a) と (c) [03] (a) と (d) [04] (b) と (c)
[05] (b) と (d) [06] (c) と (d)

[設問2]

中世後期の税制を説明した次の(a)から(d)の各記述のうち、適切でないものの組み合わせを [01] から [06] より選び、その番号を解答欄 (43) (44) にマークしなさい。

- (a) 土壁の堅固な倉庫を数多く有していた金融業者である土倉に対して課された税を、土倉役といった。その徵收は、有力土倉で構成された申次衆によって行われた。
- (b) 水陸交通の要所には関所が設けられ、通行する人馬や荷物に課税された。徵收場所によって固有の呼称があり、たとえば、船着き場や港湾で徵收されるものは、津料と呼ばれた。
- (c) 家屋の棟数を基準として課された棟別錢は、寺社修造費の調達などを目的とする臨時課税であったが、次第に恒常化していった。
- (d) 幕府が発行した勘合を携えて明と貿易を行った有力商人は、帰港後、幕府に対して、勘合を返却するとともに、国内相場に換算した輸入品総額の10分の1を抽分錢として納付した。

[01] (a) と (b) [02] (a) と (c) [03] (a) と (d) [04] (b) と (c)
[05] (b) と (d) [06] (c) と (d)

[設問3]

吉野に逃れた〔A〕は、自らの正統性を主張して幕府と対立し、約60年にわたって内乱が続いた。この内乱を終結させるときの条件を説明した次の（a）から（d）の各記述のうち、適切でないものの組み合わせを〔01〕から〔06〕より選び、その番号を解答欄〔45〕〔46〕にマークしなさい。

- (a) 大覚寺統の後小松天皇から持明院統の後亀山天皇に対する譲位の儀式を行うこと。
(b) 以後は在位期間10年とし、大覚寺統と持明院統が交互に皇位を継承すること。
(c) 諸国の国衙領は、すべて大覚寺統の管轄とすること。
(d) 長講堂領については、全国のすべてにわたって持明院統が支配すること。

〔01〕 (a) と (b) 〔02〕 (a) と (c) 〔03〕 (a) と (d) 〔04〕 (b) と (c)
〔05〕 (b) と (d) 〔06〕 (c) と (d)

[設問4]

中世後期の日中関係を説明した次の（a）から（d）の各記述のうち、適切でないものの組み合わせを〔01〕から〔06〕より選び、その番号を解答欄〔47〕〔48〕にマークしなさい。

- (a) 鎌倉幕府が成立し、本格的な武家社会が到来した日本では、中国大陸を支配した宋、元との間で、正式な国交こそ開かれなかったものの、商人による民間貿易が盛んに行われた。
(b) 文永の役・弘安の役を経験した鎌倉幕府であったが、建長寺や天龍寺の造営費調達を名目にして、建長寺船や天龍寺船と呼ばれる寺社造営料唐船を公認し、元に派遣した。
(c) 1970年代半ばに韓国南西岸沖の海底で発見された沈没船は、寺社造営料唐船の一つとみられている。大量の陶磁器や銅錢、硫黄、紫檀など、中国産のさまざまな交易品が引き揚げられた。
(d) 室町時代の日明貿易は、当初は幕府が独占し、一時中断したものの、有力な守護大名や寺社の要請により再開した。幕府の権勢が後退すると、堺商人と組んだ細川氏と博多商人と組んだ大内氏とが貿易の実権を争い、最後は大内氏が独占した。

〔01〕 (a) と (b) 〔02〕 (a) と (c) 〔03〕 (a) と (d) 〔04〕 (b) と (c)
〔05〕 (b) と (d) 〔06〕 (c) と (d)

[語群]

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 01. 赤松則村 | 02. 足利直冬 | 03. 足利基氏 | 04. 足利義詮 | 05. 安達泰盛 |
| 06. 亀山天皇 | 07. 北畠顯家 | 08. 北畠顯信 | 09. 愚管抄 | 10. 楠木正成 |
| 11. 楠木正行 | 12. 元元集 | 13. 光厳天皇 | 14. 後宇多天皇 | 15. 高師直 |
| 16. 高師泰 | 17. 光明天皇 | 18. 後円融天皇 | 19. 後愚昧記 | 20. 後光嚴天皇 |
| 21. 後嵯峨天皇 | 22. 後二条天皇 | 23. 後花園天皇 | 24. 後深草天皇 | 25. 後伏見天皇 |
| 26. 称光天皇 | 27. 職原抄 | 28. 崇光天皇 | 29. 曾我物語 | 30. 太平記 |
| 31. 平頼綱 | 32. 竹崎季長 | 33. 長慶天皇 | 34. 長崎高資 | 35. 長崎高綱 |
| 36. 名和長年 | 37. 難太平記 | 38. 新田義興 | 39. 梅松論 | 40. 花園天皇 |
| 41. 日野資朝 | 42. 日野俊基 | 43. 伏見天皇 | 44. 北条実時 | 45. 北条時房 |
| 46. 北条時行 | 47. 北条守時 | 48. 増鏡 | 49. 宗良親王 | 50. 護良親王 |

問題 III

以下の文章の空欄 (49) (50) から (63) (64) , および下線部 (エ) に関する〔設問 4〕の空欄 (71) (72) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、文章中の下線部 (ア) から (ウ) および下線部 (オ) に関する設間に答えなさい。引用した史料の原文は、適宜改めてある。

主張の真偽や無罪・有罪を「神」に問う神判は、世界の諸地域で古くから確認されている。日本でも、神判の歴史は古い。『日本書紀』には、古代の神判として知られる盟神探湯のエピソードが登場する。そのひとつとして、『宋書』倭国伝に記された倭の五王のうち、済にあたるとされる (49) (50) は、氏姓の乱れを正すため、(ア) 「諸の氏姓の人等、
ゆかはあみものいみ
沐浴齊戒して、各盟神探湯せよ」と命じたとされている。

大化改新の後は、律令制が導入され、合理的な裁判が行われるようになった。(イ) 律令制のもとでの裁判では、神判の伝統は、完全に姿を消したかに見える。もっとも、旧来の豪族らの子孫であった地方の郡司の裁判では、非律令的な裁判が行われており、神判は、そのなかで命脈を保っていたと考えることもできる。

律令制が衰退した中世に入ると、神判がふたたび表にあらわれてくる。鎌倉幕府では、参籠起請と呼ばれる神判が行われた。参籠起請とは、自らの主張に偽りがないと宣誓する起請文を書かせた後、一定期間、宣誓者を神社の社殿に参籠させ、その期間内に異変が生じるかどうかを見るものである。(ウ) 「ここで生じる異変のことを、「失」と呼ぶ。「失」が生じたときは、宣誓者の主張は、虚偽と判断された。鎌倉では、参籠する神社は、源頼信の子である (51) (52)
が (53) (54) を勧請したことに始まる、鶴岡八幡宮であった。

室町時代に広く行われたのは、湯起請と呼ばれる神判である。湯起請では、自らの主張を起請文に書いて誓約した後、沸騰した湯のなかから小石を拾い出し、その小石を傍らの棚に置くのを通例とした。ここでの「失」は、手の火傷や石の取り落としなどであった。湯起請が行われた事例は、1430年代に一時的に急増する。その原因は、(53) (54)
の神前でくじ引きによって將軍に選ばれた足利義教が、湯起請を好んで用いたことにある。「万人恐怖の世」と評された專制政治を行った義教は、(55) (56) によって謀殺された。他方、湯起請は、為政者が主導するのではなく、地域の共同体が自主的に行うこともあった。その主な目的は、真実を探求するというよりは、共同体社会のなかの疑心暗鬼を払拭し、その秩序を回復することにあったとされる。湯起請の当事者のなかには、自ら率先して湯起請を希望する者もいた。(エ) 裁判において文書が重視されていくなかで、これまで口頭の約束や記憶だけを頼りにしてきた人びとは、湯起請をもちだすほかなかったとも考えられる。『看聞日記』の著者である (57) (58) は、納得のいかない湯起請の結論に対し、「神慮もっとも不審」と書いている。このようにみていくと、中世人は、かならずしも神慮を敬っていたわけではないことがわかる。

室町時代の末期になると、湯起請の件数は、急激に減少していく。その一方で、戦国時代から江戸時代の初期までにあらわれるようになるのが、鉄火起請である。太田牛一によって上洛以前の記（首巻）1巻と上洛以後の本記15巻にまとめられた (59) (60) の軍記には、(59) (60) が鉄火を取った、という話がある。もっとも、多くの事例は、江戸時代の初期にあたる1600年から1620年の間に集中している。鉄火起請とは、起請文の料紙として用いられてきた (61) (62) を手のひらに広げ、そこで灼熱した鉄片を受け、湯起請と同じように、その鉄片を傍らの棚に置くというものである。しかし、江戸初期の儒学者であり、弘文館を上野忍ヶ岡に開いた (63) (64) は、人に火をつかませるのは愚かだと述べている。(オ) 江戸時代になり、裁判の手続が整えられ、社会のなかに合理的精神が根付くと、鉄火起請は、その姿を消すこととなる。

[設問1]

以下に掲げる史料は、下線部（ア）の文に続くものである。この史料から読み取ることができる内容として最も適切なものを [01] から [05] より選び、その番号を解答欄

(65)		(66)
------	--	------

 にマークしなさい。

則ち味櫛丘の辞禍戸碑に、探湯釜を坐ゑて、諸人を引きて赴かしめて曰はく、「実を得むものは全からむ。偽らば必ず害れなむ」とのたまふ。盟神探湯、此をば区詞陀智と云ふ。或いは泥を釜に納れて煮沸して、手を攘りて湯の泥を探る。或いは斧を火の色に焼きて、掌に置く。是に、諸人、各木綿手纏を著て、釜に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに全く、実を得ざる者は皆傷れぬ。是を以て、故に詐る者は、愕然ぢて、予め退きて進むこと無し。是より後、氏姓自づから定りて、更に詐る人無し。

- [01] 訴訟当事者に熱湯を入れた甕のなかを探らせ、小石を無事に取り出した者は正、手がただれた者は偽と決める方法を、盟神探湯という。
- [02] 盟神探湯は、ときには、鉄火起請に類した方法で行われることもあった。
- [03] 心にやましいところのない者は、盟神探湯をしようとしなかったため、盟神探湯は、裁判の実施を回避する手段として機能した。
- [04] 盟神探湯では、手が十分に濡れていたときは、手を勢いよく熱湯に入れても、火傷しないことがあった。
- [05] 盟神探湯の結果を受け入れない者もいたため、氏姓の乱れが完全に収束することはなかった。

[設問2]

下線部（イ）に関して、律令制のもとでの刑罰や裁判に関する説明として適切でないものを [01] から [05] より選び、その番号を解答欄

(67)		(68)
------	--	------

 にマークしなさい。

- [01] 刑罰には、笞・杖・徒・流・死の5刑があった。このうち、笞と杖は、殴打数に応じて、徒は、懲役年数に応じて、それぞれ5等に分かれていた。
- [02] 官位をもつ貴族層は、減刑や換刑を受けることができた。これは、『礼記』にみられる「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」という考え方にもとづくものである。
- [03] 裁判の審理では、辞・色・氣・耳・目の5聴をはたらかせて、真実の発見に努めた。
- [04] 郡司は、杖罪までの裁判権をもち、徒罪以上は国司に送らなければならなかった。
- [05] 京中の治安維持にあたるために設けられた檢非違使は、のちには、裁判も行うようになった。

[設問3]

下線部（ウ）に関して、鎌倉幕府は、なにが「失」とされるのかを定めている。以下に掲げる史料から読み取ることができる「失」の説明として、適切でないものを [01] から [05] より選び、その番号を解答欄 (69) (70) にマークしなさい。

定

起請文の失条々

- 一 鼻血出づる事。
- 一 起請文を書くの後、病の事。ただし、^{もと}本の病を除く。
- 一 鶴・烏尿を懸くる事。
- 一 鼠のために衣裳を喰はるる事。
- 一 身中より下血せしむる事。ただし、揚枝を用ひる時、ならびに月水の女、および痔病を除く。
- 一 ^{じゆうきょううぶく}重輕服の事。
- 一 父子の罪科出来の事。
- 一 飲食の時、^{むせ}咽ぶ事。ただし、背を打たるる程をもつて、失と定むべし。
- 一 乗用の馬斃るる事。

右、起請文を書くの間、七箇日中その失なくば、いま七箇日を延ばし、社頭に参籠せしむべし。もし二七箇日なほ失なくば、惣道の理につきて御成敗あるべきの状、仰せによつて定むる所件のごとし。

文暦二年閏六月廿八日

右衛門大志清原季氏

左衛門少尉藤原行泰

図書少允藤原清時

- [01] 「失」には、中世人に共有されていた死穢や血穢を忌避する観念があらわれている。
- [02] 本人自身や身内の人にはじたものでない出来事も、「失」に含まれる。
- [03] 本人が起請文をその下書きと取り違えて参籠することは、「失」にあたらない。
- [04] 本人が参籠中に発病した場合であっても、それが起請文を書いた後に患った病の再発であるときは、「失」にあたらない。
- [05] 参籠起請を始めてから14日間経過しても、なお「失」がなかったときのことについても、規定されている。

[設問4]

15世紀頃から、文書を重視すべきであるという意識が、社会に広く浸透し始めた。このことは、下線部（エ）のように、裁判に限られるものではない。たとえば、惣村においては、「惣掟」が定められた。また、この頃から、自分の由緒を捏造した「偽文書」が作成されるようになっていく。さらに、為替手形の一種である (71) (72) が活発に用いられたことも、文書の重視という考え方根底にあったとみられている。

[設問5]

下線部（オ）に関して、江戸時代の裁判や裁判官に関する説明として適切でないものを [01] から [05] より選び、その番号を解答欄

(73)		(74)
------	--	------

 にマークしなさい。

- [01] 裁判は、出入筋と吟味筋とに分かれていた。もっとも、出入筋の裁判が、途中で吟味筋に切り替えられることもあった。
- [02] 幕府は、出入筋である金公事については、判決による解決よりも、内済による解決を奨励する傾向にあった。このように幕府が内済による解決を奨励したことは、中世と異ならない。
- [03] 吟味筋では、供述記録書である「吟味詰り之口書」によって、犯罪事実が明確にされた。
- [04] 寺社奉行・町奉行・勘定奉行の三奉行は、それぞれ裁判を行った。もっとも、重要な裁判は、老中や大目付らの三奉行以外の職によって構成される評定所が行った。
- [05] 「大岡政談」によって名裁判官のイメージが強い大岡忠相は、幕府の成文法である公事方御定書の編纂にもたずさわった。

[語群]

- | | | | | |
|-----------|------------|----------|-------------|----------|
| 01. 赤絵 | 02. 赤松満祐 | 03. 浅井長政 | 04. 朝倉義景 | 05. 足利成氏 |
| 06. 足利持氏 | 07. 雨森芳洲 | 08. 新井白石 | 09. 安康天皇 | 10. 一条兼良 |
| 11. 今川義元 | 12. 石清水八幡宮 | 13. 允恭天皇 | 14. 撲錢 | 15. 応神天皇 |
| 16. 大内義弘 | 17. 荻生徂徠 | 18. 織田信長 | 19. 春日神社 | 20. 祇園社 |
| 21. 北野天満宮 | 22. 桂庵玄樹 | 23. 繼体天皇 | 24. 牛玉宝印 | 25. 割符 |
| 26. 三条西実隆 | 27. 錢座 | 28. 錢納 | 29. 武田勝頼 | 30. 武田信玄 |
| 31. 仁徳天皇 | 32. 林羅山 | 33. 藩札 | 34. 伏見宮貞成親王 | 35. 藤原惺窓 |
| 36. 奉書紙 | 37. 松永貞徳 | 38. 曼荼羅 | 39. 源為義 | 40. 源満仲 |
| 41. 源義家 | 42. 源義朝 | 43. 源頼朝 | 44. 源頼義 | 45. 八坂神社 |
| 46. 大和絵 | 47. 山名氏清 | 48. 結城氏朝 | 49. 雄略天皇 | 50. 吉田兼俱 |
| 51. 四辻善成 | | | | |

問題 IV

以下の文章の空欄 (75) (76) から (95) (96) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、文章中の下線部 (ア) および (イ) に関する設問に答えなさい。

『万葉集』の最後には、その編者の一人に擬せられる (75) (76) の歌「新しき年の始の初春の今日降る雪のいや重け吉事」が収められている。この歌が詠まれた (77) (78) 国の一宮は宇倍神社であり、宮司は、古代から伊福部氏が一子相伝で務めていた。伊福部は、伊福吉部や氣吹部と表記されることもあった。『伊福部氏系図』には、第20代の伊福部若子臣が「祈祷を以つて氣を飄風に変化」させたと記されている。このくだりを、民俗学者の谷川健一は、(79) (80) で風を炉に送る様の描写と考え、伊福部氏がもともと金属精錬と深い関係を持っていたと推測している。

伊福部の一族の中で、その実在が骨蔵器に刻まれた銘によって確認される最古の人物は、伊福吉部徳足比売である。彼女は、粟田真人が遣唐使となったときに在位していた (81) (82) に采女として仕え、(81) (82) の崩御した707年には、^(ア) 藤原京で從七位下に叙せられている。

平安時代の末期に (77) (78) 守を務めた平時範の日記には、宇倍神社で「大般若經転読会」が催されたことが記されている。こうした神仏習合は、『続本朝往生伝』を著し、歌人としても『百人一首』にその歌が選ばれている (83) (84) によって、平安時代のうちに思想的に深められた。

伊福部氏が宇倍神社を離れたのは、明治時代である。^(イ) 新政府は、1868年に祭政一致を掲げ、それを担う組織として [A] の下に [B] を再興した。その後、1869年に [B] は [A] の上位に置かれ、1871年には [C] に改組され、さらに1872年には宗教行政一般を所管する [D] へと改組された。こうした政策のもとで、地方の神社は国家によって統制・再編され、伊福部氏も宇倍神社における古代からの特権を失っていった。そこで、一族は父祖の地を捨てて北海道に移住し、当時の当主である利三は、はじめ警察官吏、ついで音更村の村長になった。その三男として1914年に釧路で生まれたのが、伊福部昭である。彼は北海道帝国大学農学部で林学を専攻した。同学部の前身は、1871年に開拓使顧問となった (85) (86) の指導のもとで1876年に創設された、札幌農学校である。

伊福部昭は、大学卒業後、道有林の管理官や母校の技官として勤務していたが、その一方、中学時代から西洋クラシック音楽を独学し、1935年にはパリの作曲コンクールで第1位を得た。日本で最初に本格的な交響曲や歌劇を作ったのは、童謡『赤とんぼ』の作曲でも知られる (87) (88) であるが、伊福部昭はその次の世代を代表する作曲家になった。伊福部昭の作風には、ストラヴィンスキーや東アジアの伝統音楽の強い影響がみられる。伊福部昭が太平洋戦争期に書いた作品には、ラウレルを首班として独立した国家に捧げられた『(89) (90) 国民に贈る管絃楽序曲』や、1923年9月16日に虎の門事件の一因となる事件を起こしたことで知られる (91) (92) の肝煎りで作られた、満州北部の森林のイメージに基づく音詩『寒帶林』などがある。

戦後、伊福部昭は、北海道から東京に移り、音楽専業で身を立てるようになった。彼が熱心に手がけたのは映画音楽であり、代表作には1954年の映画『(93) (94)』の音楽がある。同作は水爆実験をめぐる国民的記憶と深く結びついており、その筋書きには、世界に衝撃を与えた第五福竜丸の被爆による (95) (96) の死が反映されている。

[設問1]

下線部（ア）に関して、藤原京についての次の（a）から（e）の各記述のうち、適切でないものの組み合わせを

[01] から [10] より選び、その番号を解答欄

(97)		(98)
------	--	------

 にマークしなさい。

- (a) 天皇の代替わりと関わりなく宮が営まれ、三代の天皇の都となった。
- (b) 東西八坊、南北九条に及ぶ規模を誇った。
- (c) 京の造営をめぐって徳政相論が行われた。
- (d) 国家の重要な政務・儀式の場として、大極殿や朝堂院がつくられた。
- (e) 京内には薬師寺などの官立の大寺院が建立された。

[01] (a) と (b) [02] (a) と (c) [03] (a) と (d) [04] (a) と (e)

[05] (b) と (c) [06] (b) と (d) [07] (b) と (e) [08] (c) と (d)

[09] (c) と (e) [10] (d) と (e)

[設問2]

下線部（イ）の文章中の空欄 [A] [B] [C] [D] に入るものの組み合わせとして正しいものを [01] から [10]

より選び、その番号を解答欄

(99)		(100)
------	--	-------

 にマークしなさい。

	[A]	[B]	[C]	[D]
[01]	太政官	民部官	神祇官	教部省
[02]	神祇官	神祇省	教部省	文部省
[03]	民部官	太政官	神祇官	神祇省
[04]	太政官	民部官	治部省	文部省
[05]	神祇官	太政官	治部省	文部省
[06]	民部官	太政官	神祇官	教部省
[07]	太政官	神祇官	神祇省	教部省
[08]	民部官	神祇省	治部省	文部省
[09]	太政官	民部官	文部省	治部省
[10]	神祇官	民部官	神祇省	教部省

[語群]

- | | | | | |
|-----------|----------------|------------|-----------|-----------|
| 01. 甘粕正彦 | 02. いざりばた | 03. 石原莞爾 | 04. 出雲 | 05. 因幡 |
| 06. 石見 | 07. インド | 08. インドネシア | 09. 大江匡房 | 10. 大川周明 |
| 11. 大伴旅人 | 12. 大伴家持 | 13. 柿本人麻呂 | 14. カンボジア | 15. 岸信介 |
| 16. 久保山愛吉 | 17. クラーク | 18. ケプロン | 19. ケーベル | 20. 元正天皇 |
| 21. 原爆の子 | 22. 元明天皇 | 23. 小泉信吉 | 24. 弘文天皇 | 25. 河本大作 |
| 26. 古賀政男 | 27. こきばし | 28. ゴジラ | 29. 持統天皇 | 30. 自由インド |
| 31. 聖武天皇 | 32. せんごくどおし | 33. 高橋虫麻呂 | 34. 滝廉太郎 | 35. 高市黒人 |
| 36. 但馬 | 37. たたら | 38. 丹後 | 39. 峰三吉 | 40. とうみ |
| 41. 徳川義親 | 42. ナウマン | 43. 永井隆 | 44. 長崎の鐘 | 45. 中山晋平 |
| 46. 信時潔 | 47. 野呂栄太郎 | 48. はだしのゲン | 49. 原民喜 | 50. ひちりき |
| 51. ビルマ | 52. ヒロシマ, わが恋人 | 53. フィリピン | 54. フェノロサ | 55. 藤原明衡 |
| 56. 藤原宗忠 | 57. ベルツ | 58. 伯耆 | 59. ホフマン | 60. 堀内敬三 |
| 61. 源高明 | 62. 源親行 | 63. 美濃部亮吉 | 64. 美作 | 65. 宮城道雄 |
| 66. 三善為康 | 67. モスラ | 68. 文武天皇 | 69. 山田耕筰 | 70. 山上憶良 |
| 71. 山部赤人 | 72. ラオス | 73. ラondon | | |